

規格基準の事前意図公告

〔 この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条
及び附属書Bの5（a）に基づくものです。 〕

食品衛生法施行令、食品衛生法施行規則等の一部改正について

下記のとおり食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）等の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。

記

- 1 件名
食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）等の一部改正
- 2 対象
食品、添加物、食品用器具・容器包装
- 3 趣旨及び目的
食品の安全を確保するため、食品衛生法施行令、食品衛生法施行規則、と畜場法施行規則、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の一部改正を行う
- 4 施行予定日
2020年夏頃に施行予定
ただし、一部の規定の施行については2021年夏頃を予定
- 5 照会先
厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL 03-5253-1111 内線 4272
FAX 03-3501-4868
- 6 意見提出期限
WTO事務局から配付された後60日間

規格・基準などの事前意図公告

〔 この公告は、貿易の技術的障壁に関する協定第2条9.1 に基づくものです。 〕

食品衛生法施行令、食品衛生法施行規則の一部改正について

下記のとおり、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）の一部改正を行う予定ですので、お知らせします。

記

- 1 件名
食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）の一部改正
- 2 対象
食品用器具・容器包装
- 3 趣旨及び目的
食品の安全を確保するため、食品衛生法施行令及び食品衛生法施行規則の一部改正を行い、安全性を評価した物質のみを食品用器具・容器包装に使用可能とする仕組みを導入するもの。
- 4 施行予定日
2020年の夏頃に施行を予定
- 5 照会先
厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL 03-5253-1111 内線 4272
FAX 03-3501-4868
- 6 意見提出期限
WTO事務局から配布された後60日間